

第6回合併協議会の結果

合併の期日は 平成26年4月5日(土)に

第6回栃木市・岩舟町合併協議会が、平成24年7月20日(金)午後2時から、栃木市の栃木保健福祉センター2階大会議室で開催されました。

会議では、継続協議となっていた合併の期日についてなど、審議事項2件、協議事項18件の協議が行われ、合併の期日については、平成26年(西暦2014年)4月5日(土)とするということで確認がされました。



なお、会議の内容は次のとおりです。

議案第11号	平成23年度栃木市・岩舟町合併協議会歳入歳出決算について	承認
議案第12号	平成24年度栃木市・岩舟町合併協議会補正予算(第1号)について	承認
協議第3号	(継続協議-2) 合併協定項目2 合併の期日について	確認
協議第14号	合併協定項目8 地方税の取扱いについて	継続協議
協議第15号	合併協定項目9 地域自治制度の取扱いについて	確認
協議第16号	合併協定項目18 町名、字名の取扱いについて	確認
協議第17号	合併協定項目23 行政区の取扱いについて	確認
協議第18号	合併協定項目25-1 国内・国際交流事業について	確認
協議第19号	合併協定項目25-3 広報広聴関係事業について	確認
協議第20号	合併協定項目25-4 人権推進事業について	確認
協議第21号	合併協定項目25-5 納税関係事業について	確認
協議第22号	合併協定項目25-7 交通関係事業について	確認
協議第23号	合併協定項目25-8 窓口業務について	確認
協議第24号	合併協定項目25-10 障がい者福祉事業について	確認
協議第25号	合併協定項目25-15 その他の福祉事業について	確認
協議第26号	合併協定項目25-16 健康づくり事業について	確認
協議第27号	合併協定項目25-17 ごみ収集運搬業務事業について	確認
協議第28号	合併協定項目25-18 環境対策事業について	確認
協議第29号	合併協定項目25-28 青少年健全育成事業について	確認
協議第30号	合併協定項目25-29 男女共同参画事業について	確認

今回確認された合併協定項目の内容

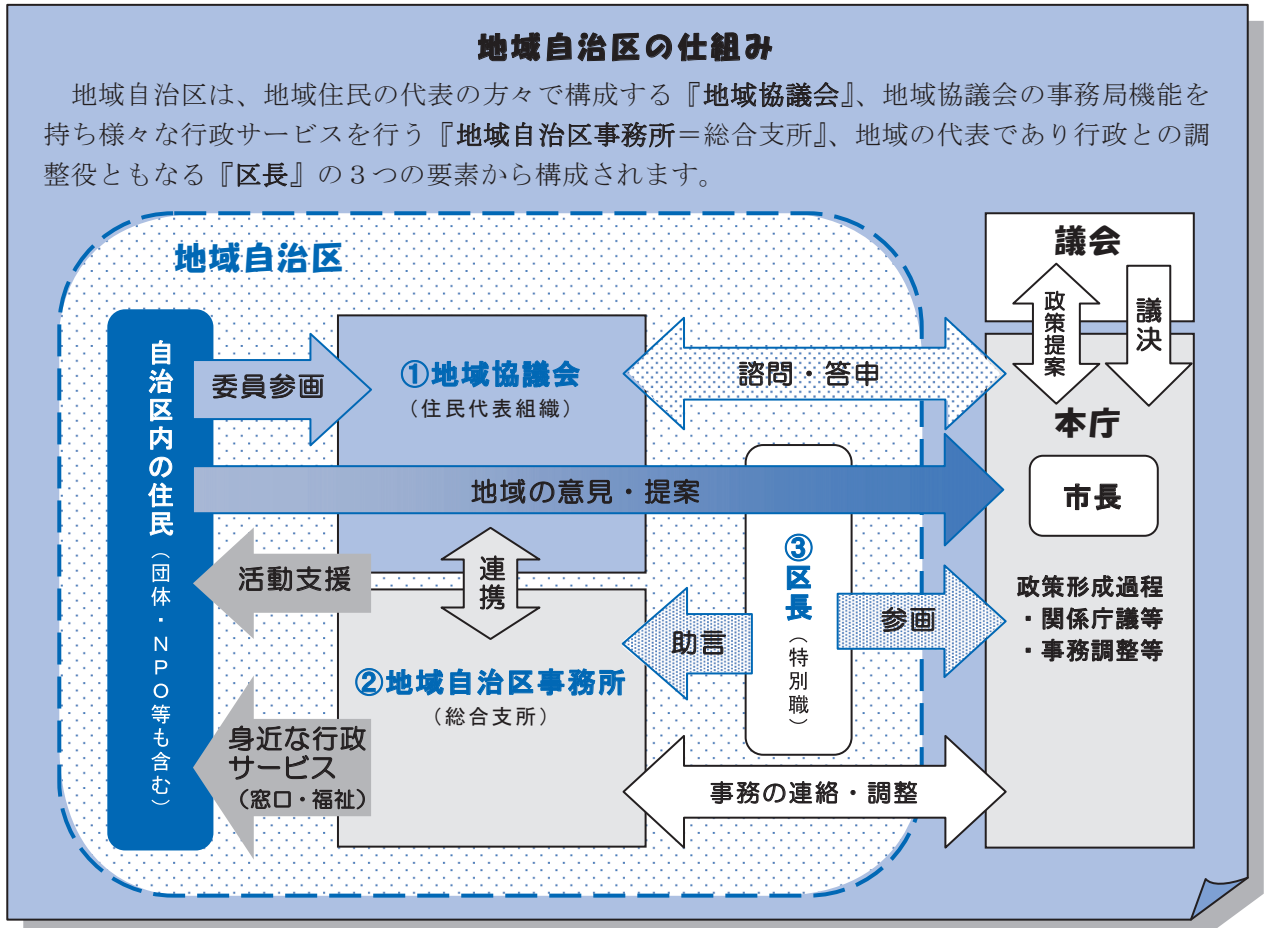
合併協定項目2

合併の期日

合併の期日は、平成26年(西暦2014年)4月5日とする。

住民情報など、電算システムの切替作業に時間を要するため、閉庁日となる週末を合併日としています。

地域自治制度（地域審議会・地域自治区・合併特例区）の取扱いについては、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第23条の規定に基づき、合併前の岩舟町の区域に「地域自治区」を設置する。



町名、字名については、原則として従前のおりとし、大字を冠する字名は大字を削るものとする。

解説 岩舟町地域の合併後の住居表示について

- ① 地域自治区を設置すると
市町村の合併の特例に関する法律により「住居を表示するには、**地域自治区の名称**を冠するものとする」こととなります。
地域自治区の名称 = 岩舟町
- ② 町名・字名の取扱いにより
字名の前にある「大字」は削ることとなります。
上記①、②により、岩舟町地域の住居表示は、次の例のとおりとなります。

例)
合併前 「下都賀郡 岩舟町 大字静 5132 番地 2」
↓
合併後 「栃木市 岩舟町 静 5132 番地 2」

- 地域自治区設置期間終了後について
地域自治区が終了後の住居表示については、住民の方の混乱を避けることから、設置期間終了後も変わらず、同じ表示となるように手続きを行うこととなります。

- 1 自治会については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 自治会の連合組織等については、栃木市の新たな連合組織の例により、合併時に統合できるよう働きかける。
- 3 自治会長等の身分の取扱い並びに自治会及び自治会長等の報償等については、栃木市の例により合併時に統合する。

栃木市には、1市4町合併後の暫定的な組織「栃木市自治会連絡協議会」があります。平成25年度を目標に、新たな連合組織に移行する予定です。

岩舟町には、全町域にわたる自治会の連合組織がありません。新市の協働のまちづくりを推進するため、今後、組織化を図り、栃木市の新たな連合組織の例により統合出来るように、自治会に働きかけていくこととなります。

- 1 国内交流事業については、従来の実績を尊重しつつ、栃木市の例により合併時に統合する。
- 2 国際交流事業については、次のとおりとする。
 - (1) 友好姉妹都市については、従来の実績を尊重しつつ、合併時には現行のとおりとし、合併後3年以内に再編する。
 - (2) 国際交流事業については、従来の実績を尊重しつつ、栃木市の例により、合併時に統合する。
 - (3) 国際交流協会については、民間団体であることから、合併時に岩舟町のエリアについても活動いただくよう働きかける。

友好姉妹都市については、友好都市として、栃木市が中国浙江省金華市と、岩舟町が中国浙江省天台県と、また、姉妹都市として栃木市がアメリカインディアナ州エバンズビル市と、それぞれ交流事業を進めています。



広報広聴関係事業については、栃木市の例により合併時に統合する。

栃木市の広報紙は、A3判16ページで、月1回発行です。

人権教育・啓発推進行動計画については、両市町の計画に違いがあり、合併時は現行のとおりとし、合併後再編する。

両市町で同様の計画はありますが、細部等に違いがあるため、合併後に再編することとなります。

- 1 原動機付自転車等に係る標識弁償金については、現行のとおりとする。
- 2 督促手数料については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 3 コンビニ収納については、栃木市の例により合併時に統合する。

栃木市では、全税目のコンビニ収納が可能となっています。

合併協定項目25-7

交通関係事業

- 1 交通安全計画については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 2 交通安全対策については、次のとおりとする。
 - (1) 交通教育指導員については、栃木市の例により合併時に統合する。
 - (2) 交通指導員については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 3 バス運行事業については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。



ふれあいバス

バス運行事業については、栃木市では、ふれあいバスやデマンドタクシー「蔵タク」の試行運行を行っています。

合併協定項目25-8

窓口業務

- 1 窓口業務及び支所・出張所等の業務については、住民サービスの低下にならないよう、現行のとおりとする。
- 2 昼休み・延長窓口等については、合併時は現行のとおりとし、合併後1年以内に再編する。

岩舟町地域の窓口業務は、合併後も岩舟総合支所の窓口業務として継続されます。

合併協定項目25-10

障がい者福祉事業

- 1 障害者自立支援法に関係する事業については、合併時に統合する。ただし、事業内容が全く同一の事業については、現行のとおり新市において継続し、障がい者相談支援に関すること及び地域活動支援センター事業に関するものは、合併後、2年以内に再編する。
- 2 市町が独自に行う障がい者福祉事業は、合併時に統合する。ただし、福祉タクシー料金助成事業に関するものは、合併後に統合する。

福祉タクシー料金助成事業については、バス運行事業の再編に合わせて統合を行うこととなります。

合併協定項目25-15

その他の福祉事業

- 1 こども医療費助成については、現行のとおりとする。
- 2 重度心身障がい者医療費助成については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 3 妊産婦医療費助成については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 4 ひとり親家庭医療費助成については、栃木市の例により合併時に統合する。

栃木市の重度心身障がい者医療費助成、妊産婦医療費助成、ひとり親家庭医療費助成の助成額は、保険診療による自己負担額（高額療養費、附加給付額は控除する）となっています。

合併協定項目25-16

健康づくり事業

「健康増進計画」については、合併時は現行のとおりとし、合併後平成27年3月までに栃木市の計画を基本に再編する。

栃木市では、平成25年度中の策定を目指し、「健康増進計画」の策定作業を進めています。

合併協定項目25-17

ごみ収集運搬業務事業

ごみ収集については、合併時は現行のとおりとし、合併後、平成27年度までに再編する。

栃木市では、現在、平成27年度までに旧1市4町の再編をすることで、検討委員会を設置し検討を進めています。合併後は、岩舟町地域を含めて再編を進めることとなります。

合併協定項目25-18

環境対策事業

- 1 環境基本計画については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 2 墓園については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 3 斎場については、栃木市（藤岡地域）の例により合併時に統合する。
- 4 環境美化対策については、合併時は現行のとおりとし、栃木市の例により合併後に統合する。

栃木市では、環境美化対策に関する条例を平成24年度中に再編する予定です。

合併協定項目25-28

青少年健全育成事業

- 1 青少年育成センターについては、栃木市の例により合併時に統合し、少年補導員については、合併後再編する。
- 2 勤労青少年ホームについては、栃木市の例により合併時に統合する。
- 3 青少年問題協議会の運営については、栃木市の例により合併時に統合する。

栃木市では、青少年相談員及び少年補導員が、相談業務、街頭補導（夜間補導を含む）や環境浄化活動等を行っています。

合併協定項目25-29

男女共同参画事業

男女共同参画計画については、栃木市の例により合併時に統合する。

栃木市では、男女共同参画基本計画を平成24年度中に策定する予定です。

お知らせ

● 委員等の変更について

栃木市・岩舟町合併協議会委員等を次のとおり変更しました。（敬称略）

委員	新	大阿久 岩人（栃木市議会副議長）
	旧	松本 喜一（前栃木市議会副議長）
監査委員	新	池田 務（岩舟町代表監査委員）
	旧	石川 伸治（前岩舟町代表監査委員）

※なお、栃木市の高岩義祐委員と大川秀子委員の選出区分の変更もありました。

● 今後の合併協議会開催予定

第7回栃木市・岩舟町合併協議会
8月27日（月）10:00～
栃木市藤岡遊水池会館

第8回栃木市・岩舟町合併協議会
9月26日（水）14:00～
岩舟町健康福祉センター「遊楽々館」